社会資本整備審議会 環境部会 建設リサイクル推進施策検討小委員会 交通政策審議会 交通体系分科会環境部会 建設リサイクル推進施策検討小委員会 第7回合同会議

平成20年2月5日(火)

【事務局】 それでは定刻となりましたので、ただいまより社会資本整備審議会環境部会・建設リサイクル推進施策検討小委員会及び交通政策審議会交通体系分科会環境部会・建設リサイクル推進施策検討小委員会の第7回合同会議を開催させていただきます。

なお、本日の会議は、委員16名のうち11名が出席されておりますので、定足数を満たしていることを報告させていただきます。

開会に当たりまして、国土交通省を代表しまして、谷口技監よりごあいさつ申し上げます。

【技監】 おはようございます。技監を務めております谷口でございます。社会資本整備審議会環境部会、また、交通政策審議会交通体系分科会環境部会の建設リサイクル推進施策検討小委員会の第7回合同会議の開催に当たりまして、一言ごあいさつさせていただきます。

本日は、嘉門委員長をはじめ、委員の方々に大変ご多忙の中、早朝よりご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

また、平素より国土交通行政に対しまして、多大なるご指導、ご鞭撻を賜っており、厚く感謝申し上げます。

さて、昨年の1月に第1回合同会議を開催していただきまして、これまで6回にわたる会議においてご議論いただきまして、昨年11月に中間とりまとめを行っていただきました。大変ありがとうございました。建設リサイクルの取り組み状況につきましては、平成17年度において、建設廃棄物全体の再資源化率が92%に達するなど、一定の成果が上がってきているところでありますが、発生抑制の取り組み、また、建設リサイクルの質を高める取り組み等につきまして、今後の課題があると認識しております。

中間とりまとめでは、まず民間主体の取り組みによるさらなる推進を図るために、建設 リサイクル市場の育成と技術開発の促進に取り組むべきとされておりまして、民間のすぐ れた取り組みがきちんと評価され、活用されるような仕組みづくりが必要とされています。 また、持続可能な社会を実現するための他の環境施策との統合的展開を図るために、構造物の延命化等による廃棄物の発生抑制や建設リサイクルにかかわる C O 2 排出量の簡便な算定手法の構築、他産業由来の再生資材の利用促進が必要とされております。さらに、関係者の意識を高め、連携強化を図るためにも、これらの取り組みについては、「視える化」の工夫をし、成果が実感できるようすべきとされております。

この中間とりまとめについて、昨年末にパブリックコメントを実施させていただきました。通常のホームページ上での告知に加え、多数の関係業界団体等にご協力をいただいて、個別にご説明に伺わせていただくなど、積極的に意見募集を行った結果、多様な立場の、たくさんの方々から、延べ200を超えるご意見が寄せられました。結果の詳細につきましては、後ほどご説明申し上げます。

本日は、できましたら、最終とりまとめということでお願いできればと思っておる次第でございます。この最終とりまとめということになりましたら、私どものほうで、今年度末ごろを目途に新たな建設リサイクル推進計画を策定し、順次取り組みを具体化してまいりたいと考えております。よろしくご審議のほどお願いいたしまして、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

【事務局】 続きまして、嘉門委員長よりごあいさつをいただきたいと思います。

【嘉門委員長】 皆さん、おはようございます。ただいま技監のお話にもございましたように、1年間の取り組みを建設リサイクル推進計画に反映するということで、この7回目で、私どもといたしましてもぜひまとめて終わりにしたいと思っております。

きょうは残念ながら委員の方の出席率がちょっと悪いようなので、そこのところが少し 気になるところございますが、ご欠席の方はそれなりのご意見もいただいておると伺って おりますので、中間とりまとめの意見も含めて、最終案をよろしくご審議いただければ幸 いです。

それでは、時間の都合もございますので、私のあいさつはこれぐらいにさせていただい て、審議に入らせていただきます。

【事務局】 早速議事に入っていきたいと思いますが、以降の進行は嘉門委員長にお願いたします。よろしくお願いします。

【嘉門委員長】 それでは、まず資料の確認はよろしゅうございますか。

お手元の議事次第の裏に配付資料の一覧がございますから、それでご確認ください。 それでは、議事次第に沿って進めたいと思います。議事の の中間とりまとめに対する 意見募集の結果についてと、議事 の建設リサイクル推進にかかわる方策案について、これを2つあわせて審議させていただきたいと思います。

では、事務局より資料の説明をお願いいたします。

【建設副産物企画官】 それでは、議事に入ります。まずお手元の資料でございますが、 資料1につきましては、いつものようにこれまでの経緯をご紹介したものでございます。 また、資料2につきましては、前回の議事要旨をまとめたものでございます。必要に応じ て適宜ごらんいただければと思います。

資料3でございますけれども、昨年の11月29日から約1カ月ほど実施いたしました パブリックコメントの結果、また、その意見と、それを踏まえて、国土交通省の考え方等 を整理した資料でございます。

資料4でございますが、資料3のパブリックコメントを踏まえて、今日ご審議いただく 最終とりまとめの案でございます。資料4につきましては、修正箇所がとけ込みになって おりますので、実際には、参考資料1、こちらが前回、中間とりまとめいただいたものか ら、見え消しの形で修正箇所が赤字で示されておりますので、実際には参考資料1をごら んいただければと思っております。

なお、参考資料 2 でございますけれども、こちらにつきましては、従来からご議論いただいています表形式で、いろんな課題や主要な取り組みをまとめたものでございます。これは最終とりまとめの参考資料という位置づけになろうものかと思っております。

それでは資料3と参考資料1を開いていただきながら、順次説明をいたします。

まず資料3の1ページ目でございますけれども、中間とりまとめの概要をご紹介しております。意見募集につきましては、昨年の11月29日から30日間、年末まで行いました。方法でございますけれども、ホームページに告知するほか、説明用の冊子、委員の皆さんにもご送付申し上げております。水色の表紙のものでございますが、こういったものを作成いたしまして、関連業界団体、関連機関等に送付ないし説明、講習会あるいは研修会といったような場をおかりしての説明、資料配付といったような形で周知をさせていただいたところでございまして、例えば関連業界団体につきましては、(3)のところにございますが、11団体、それから、都道府県政令市、関係機関等に配付しております。

説明会等につきましても、個別にお伺いしたりして、延べ20回ほど行いまして、資料配付とあわせて、合計約1,500名に配付ないし説明をさせていただいたというものでございます。

寄せられた意見でございますけれども、件数で85件。これは、同じ方あるいは同じ団体から複数意見が寄せられている場合についても1件と数えております。内容について精査したところ、延べ約200件ということでございます。これは意見の分け方によって変わってきますので、数字そのものに大きな意味はないかと思いますが、ざっと200ほどの意見があったというふうに理解していただければと思います。

意見を寄せていただいた方の内訳でございますけれども、関連業団体から24件、行政機関等から19件、民間企業、その他42件ということでございまして、これはあくまで意見の様式に所属を記入する欄がございまして、その記入内容から整理したものでございます。企業団体の名前が書いてある、あるいは企業の名前が書いてあったとしても、その団体を代表しているのか、そこに属している個人の意見なのかというのは峻別できませんが、一応こういった傾向になっております。

続きまして、1枚めくっていただいて、順次寄せられた意見、それと、考え方を説明してまいります。

まず一番上、「はじめに」というところでございますが、本審議会の議論の趣旨等を冒頭に記述すべきというご意見をいただいております。これにつきましては、参考資料のほうの、1枚めくって、2ページ目でございますが、「はじめに」というところを、前回、中間とりまとめということでごく簡単にまとめておりましたけれども、この委員会を設置したときの設立趣旨を踏まえまして、若干、1の「これまでの施策経緯」と重複する部分がございますので、簡略化はいたしましたけれども、趣旨を記載させていただいております。

最後のところ、一番下の5行ほどでございますけれども、「今般、中間とりまとめに対するパブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、『建設リサイクル推進に係る方策』をとりまとめた」ということ。「国土交通省においては、環境省をはじめ関係者との緊密な連携のもと、適切にフォローアップしつつ、本方策の具体化を図ることを期待する」というふうに書いてございまして、こういった報告を受けて、我々のほうでリサイクル推進計画等をまとめて、また、それを具体的に推進していくということを委員会として求めているという形にしております。

続きまして、「これまでの施策経緯」のところでございますけれども、資源有効利用促進 法についての言及がないということがございましたので、3ページの(1)のところでご ざいます。真ん中ほどでございますけれども、「再生資源の利用の促進に関する法律」、平 成3年に制定されておりまして、12年に名前が変わっておりますが、これの趣旨を踏ま えということで、12年以前のところの状況の中で記述させていただいております。

続きまして、「新たな施策の中長期的方向性」のところでございますが、全体的に、現状を踏まえた課題と対策について記述すべき。あるいは、建設リサイクルの特性を踏まえた課題等について記述すべき。あるいは主体を明確にし、国交省が実施可能な施策であるべきといったご意見をいただいております。

現状を踏まえた課題と対策につきましては、3あるいは4。次の章、あるいは次の次の章で書いているということかと思っております。また、特性につきましては、個別に章を設けて、記述はしておりませんが、建設関係の副産物の特性に応じた記述を既にしているというふうに理解しております。

また、主体を明確にした記述につきましては、この中長期的方向性というところにつきましては、全体についての記述ということで、3あるいは4において主体ごとの施策を記述しているということで、ここでは特にこのまま修正はしておりません。

また、次の意見でございますが、国は、民間の取り組みが活かされやすい環境として、 窓口を設けて参画を促すべきであるというご意見をいただいておりまして、これにつきま しては、具体的に語句を修正するということはございませんが、ご意見を参考にさせてい ただきますという形にしております。

申し忘れましたが、国土交通省の考え方のところに色を塗っている部分がございますが、 上のほうに書いてございますように、緑色で塗っている部分につきましては、中間とりま とめを修正しております。後ほど出てまいりますが、黄色く塗っている部分につきまして は、きょうの午後もございますが、中環審との合同で、法点検の作業を行って、お願いし ておりますけれども、こちらで参考にさせていただくという位置づけで、今回、特に対応 していないものでございます。また、水色のものは、また後ほど出てまいりますが、これ につきましては、専ら廃棄物行政にかかわるようなものについての意見ということで、環 境省にお伝えさせていただいております。

資料に戻ります。続きまして、参考資料の5ページの12~15行目のところの記述で ございますが、「自らが不法行為をしていなくても結果的に加担している者も含め」という 表現がございましたが、「加担」というのが、法令を遵守している者が不法行為と同じ扱い になるというご指摘がございましたので、「助長」という書き方に変えております。

続きまして、「関係者が根絶に向けた努力をすべき問題である」というのを、「自ら解決 すべき問題である」というふうに修正すべきというご意見をいただいておりますが、不法 行為を行っている一部の者だけの問題ではないという趣旨で、原文の統一をさせていただいております。

それから、副産物につきましては、再資源化対策と不法投棄防止対策の両輪で、相乗的な効果が得られると考えるというご意見をいただいております。もっともなご意見かと思います。具体的にどこを修正するということはしておりませんが、ご意見を参考にさせていただこうということでございます。

続いて、6ページに参りますが、「潜在的資源価値」という言葉遣いを6ページの20行目のところでしております。これにつきましては、意味がわからないということでございまして、用語としてこなれた用語ではないと思われますので、「潜在的な資源価値」という形で、説明的な書き方に変えております。これは幾つか同じような表現ございますが、修正しております。

続きまして、生活環境の保全を図るべきという部分でございますけれども、本来の目的である再生資材の利用を促進すべきということを書く必要があると、修正すべきというご意見をいただいておりますので、そのように対応しております。

続きまして、6ページの下のところから7ページにかけての部分でございますけれども、 建設発生土の搬出であるとか、資材の運搬等、運搬の排出ガスが増加するということもご ざいますので、工事間利用のみならず現場内利用も検討すべきというご意見をいただいて おります。これにつきましては、CO2排出の削減効果その他の環境負荷低減効果につい ての算定手法の検討ということを既に書いております。また、従来から行っております発 生土の有効利用に関する行動計画の中でも、建設発生土の現場内利用を進めるというふう にしているところでございますので、ここでは特に対応はしておりません。

それから、リサイクル原則化ルールについて運搬距離によるCO₂排出量を調査・検討し、再生材の使用と、温室効果ガス削減量の両面から、適正な距離を算出すべき。現在、40キロあるいは50キロといったような形で、その範囲内の中間処理施設に搬出するようにと。あるいはその範囲内で有効利用するようにといったような趣旨で、リサイクル原則化ルールを設けております。その40ないし50kmといったような距離が適切なのかどうかという趣旨かと思われます。これにつきましては、地域で循環可能な副産物については、地域内循環を基本とするということで、その情報収集であるとか、情報発信をこれから検討していこうということでございます。また、先ほど申しましたように、CO₂排出量の削減効果その他の環境負荷低減についても、算定していく手法の検討をしていこう

ということでございます。

続きまして、(3)に入りまして、7ページの10~11行目でございます。「悪貨が良貨を駆逐する」という表現がございます。この現状を具体的に記載すべきということでございまして、経済学的な一般論として記述しているということでございまして、具体的な修正は行っておりません。

それから、7ページの21~23行目でございますけれども、技術開発等の重要性を書いた部分でございますが、「国が」と明示すべきではないかというご指摘をいただいております。これにつきましては、各論の3の(5)のところにおいて記述しておりますので、ここでは修正しておりません。

続きまして、7ページ目の25行目でございますけれども、「施工者や再資源化業者」とある中に「設計者」も必要であるというご意見をいただいております。設計者も何らかの役割を果たすことが期待されるということはごもっともでございますが、ここで申し上げたい趣旨からすると、資材製造者のノウハウを活用するという趣旨でございますので、「等」という言葉でつけて、「等」の中に設計者も入っているという形で整理させていただいております。

続きまして、8ページの1~3行目のところでございますけれども、「専門家が適切に関与することが重要である」という記述をした部分でございますが、建設廃棄物処理業者もそこに加わっているということを明記してほしいというご意見がございましたので、括弧内で例示しておりますけれども、その中に廃棄物処理ということも入れております。

続きまして、3章の「横断的取り組み」の部分でございます。「横断的な取り組み」のタイトルそのものですが、「建設リサイクルを支える」を、さらに推進する横断的取り組みというふうにするほうがよいというご意見をいただいておりますが、タイトルはなるべく簡潔にしたいという考え方で、原文のとおりとさせていただいております。

それから、8ページの11~13行目のところでございますが、「建設汚泥の再資源化後のリサイクル実態を把握すべき」というご意見をいただいておりまして、これは建設汚泥に限った話ではございませんけれども、一連の流れについて、物流を「視える化」して、適正性を把握するための情報追跡・管理方策について検討すべきということを既に書いてございますので、そのままということにしております。

それから、(1)の のところでございますけれども、公共事業の発注者が、建設副産物の発生から一連の流れについて記録検証すべきというご意見をいただいておりますが、国

土交通省の直轄工事におきましては、リサイクルガイドラインによりまして、請負者に対してマニフェストにより適正に処理されていることの確認等々を行っております。こういった取り組みにつきまして、引き続き関係者に対して周知を努めてまいりたいということで考えております。

それから、副産物の情報追跡・管理方策の法制度等に結びつけるべきというご意見をいただいておりますが、法制度につきましては、法点検を目的とした審議のほうで参考にさせていただきたいということでございます。

それから、その下にございますけれども、製品化されたものを追跡する手法をより具体に調査・検討すべきというご意見をいただいております。これにつきましても、 で既に記述している中で取り組みたいということでございます。

それから、検討すべきという文言になっておりますが、「検討し、改善すべき」等の記述に修正すべきということでございますが、前段に目的を書いてございます。何々をするために何々を検討すべきという表現になっておりますので、ここはあえて同じことを二度繰り返すことをしないような表現にしております。

それから、 のところでございますけれども、将来的にコンクリートはコンクリート、アスファルト・コンクリート塊はアスファルト合材へリサイクルするため、利用箇所の履歴を記録すべき。これは現在、道路の路盤に使っているものを、いつかそれをアスファルトに使う、あるいはコンクリートに使うといったような趣旨でご意見いただいております。履歴情報の蓄積という中で対応していくようなことなのかなということで、趣旨を踏まえながら今後の検討をしていきたいということでございます。

同じように、履歴情報の蓄積については、活用方法を明確にして、正確な情報の蓄積を 図るよう検討していただきたいというご意見をいただいております。こういった趣旨も踏 まえながら、具体的な検討をしていきたいということでございます。

続きまして、「関係者の連携強化」ということで、9ページの4~5行目のところ中心でございますけれども、「行政の考えや方針を民間に周知徹底すべき」、あるいは「建設汚泥について、リサイクル原則化ルールを徹底し、工事間利用を促進すべき」、「行政間の障壁を取り除き横断的に取り組むべき」、「現場内利用拡大に資する技術情報の蓄積を図り、発注者間で共有できる体制づくり」、それから、「汚泥の再利用を促進するにあたり、処理施設等の情報交換がなされていない」、こういったご指摘をいただいております。これらを全部総合いたしまして、9ページの下のほう、というところでございますけれども、項目

を1個追加しておりまして、「関係者は、建設リサイクルを円滑に進めるため連携を強化し、 制度等の周知や意見交換を密に行うべき」というのを入れております。

それから、 に関してでございますけれども、アルミやプラスチック、鉄からなるものについて、分別、解体、分解できないといったようなこと。それから、「使用材料のリサイクル性を考慮した設計・計画を実施すべき」といったご意見をいただいておりまして、に既に記述してございますので、この趣旨を踏まえながら具体的な検討をしていこうということでございます。

それから、長寿命化につきましては、価格も含めて総合的に評価すべきというご意見が ございましたので、ライフサイクルコストに留意しつつという文言を加えております。そ れから、建設汚泥の再生利用に関して、環境省と連絡調整会を設けて、実際に方策を検討 して、これは嘉門先生にも委員長という形で対応していただいたわけでございますけれど も、こういった形で、環境省の関係を継続していく必要があるということで、環境省の連 携を明記しておく必要があるのではないかというご意見をいただいております。

これにつきましては、冒頭の「はじめに」のところの一番最後のところに、若干戻りますけれども、「環境省をはじめ関係者との緊密な連携のもと」という表現を加えさせていただいているところでございます。

続きまして、(3)「理解と参画の推進」のところでございます。まず関係者の意識向上を図るために、啓発活動だけでは不十分で、排出事業者の責任を強化するための資格制度の創設が有効であるというご意見をいただいております。必置資格につきましては、規制改革の関係で、原則的には撤廃、緩和の方向が打ち出されておりますので、まずはご意見の趣旨を踏まえながら、講習会や研修等の実施をしていくべきというふうに整理しております。

それから、解体工事に関しまして、「解体工事施工技士」の普及を図るとともに、国家資格とすべきというご意見をいただいております。こちらにつきましても、参考にさせていただくとともに、国家資格という部分につきましては、先ほどと同様でございます。

それから、再資源化技術の評価であるとか、あるいは汚泥の処理土を評価するといったようなための技術者育成が急務というご意見をいただいておりまして、講習会や研修会等の継続的な実施という中で対応していくことというふうに整理しております。

続きまして、 のところでございまして、広域的なリサイクルの取り組みを実施している事業者は、国が表彰を実施すべきというご意見をいただいておりますので、今後の取り

組みの中で参考にさせていただきたいということでございます。

それから、 のところでございますが、環境教育を小学校低学年から実施すべきという ご意見をいただいております。こういった趣旨も踏まえながらいろいろな広報活動を継続 的に実施していきたいというふうに考えております。

それから、 の続きでございますけれども、新材の砕石の製造によりまして、山が削り取られるといったようなことで、そういったようなことであるとか、それから、CO₂排出量であるとか、こういったようなことにより、リサイクルの効果を整理して啓発すべきというご意見をいただいております。ご意見の趣旨を踏まえながら、広報活動も継続していくということ、それから、CO₂の排出量の削減効果その他の環境負荷低減効果についての算定手法についての検討をしていきたいということでございます。

国で社会実験やモデル地区を選定し、徹底的なリサイクルを実現し、PRすべきという ご意見をいただいております。こういったことにつきましても、広報活動の中で、趣旨を 踏まえていきたいというふうに考えております。

のところでございます。費用の部分でございますけれども、公共工事における廃棄物につきまして、発注者が発注にあたって条件明示、積算等をしていないというご指摘をいただいておりまして、第三者評価委員会を設け、国土交通省発注の公共工事を監視していく、あるいは国民挙げての不法投棄防止等の環境保全に結びつけるべきというご意見をいただいております。

ご指摘をいただいているところでございますが、国土交通省の直轄工事におきましては、 指定副産物につきまして、受け入れ場所等の条件を設計図書に明示して、契約事項として、 積算もしているというところでございます。ご意見につきましては、その趣旨を踏まえな がら、地方公共団体については、国土交通省の取り組みについていろいろ周知していると ころでございますので、引き続きこういったことをしていきたいということでございます。

続きまして、解体工事につきましてのリサイクル法の届出につきまして、元請から下請、 二次下請等々、発注の流れがわかって管理できるようにしないといけないと。きちんと費 用を負担しているかどうかが判断できず、責任の所在もあいまいになるというご指摘をい ただいておりますが、こちらにつきましては、リサイクル法の届出の関係でございますの で、法点検のほうで議論していただこうということでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、引き続き のところでございますけれども、 最終的に契約時の内容が実施されたかどうかを確認、検証されるようにすべきというご意 見をいただいております。それから、もう一つ下でございますけれども、同じように、重層下請けの末端まで費用が適正かどうか審査するために、第三者機関での審査といったようなご意見をいただいております。こういったことにつきましても、リサイクル法の点検の作業のほうでご議論いただければというふうに思っております。

の部分でございますけれども、発注者の認識不足により、単価が低く、不法投棄が絶えないといったようなご意見。あるいは汚泥の適正処理価格が不明であり、情報提供してほしいというご意見をいただいております。発注者も含めて、適正な費用につきまして、必要な費用につきまして、理解を深め、適正に費用負担をするよう情報提供や啓発を行うべきというふうに既に書いてございますが、こういったことをしていきたいということでございます。

それから、 のところでございますけれども、工事検査担当者の認識が不足している。 これはおそらく公共工事に関することではないかというふうに思われますが、認識が不足 しており、不法投棄が絶えないというご意見をいただいております。講習会、研修等を継 続的に実施していく中で、踏まえながら対応していきたいというふうに考えております。

続きまして、参考資料のほうは、11ページ(4)の「建設リサイクル市場の育成」の ところでございます。

まず頭の段落、5~8行目のところでございますけれども、コスト情報や、それから、企業の優良性に関する情報等々を検討できるような環境を整える役割の主体として、行政とあわせて、NPO、NGOというものを記述しておりますが、これにつきまして、自主的な活動団体であることから、役割を求めるのはいかがなものかというご意見をいただいているところでございます。これにつきましては、NPOに期待される役割として、内閣府の国民生活審議会の報告の中でも、行政でも営利企業でもない第三の主体として、多様化したニーズに効果的、機動的にこたえるといったようなことで、今後ますます重要な役割を果たすことが期待されているといったようなご報告がございますので、この表現は特に変えずに、このままでさせていただきます。

それから、11~14行目のところでございますけれども、「リサイクル材を使用する」が、「リサイクル材しか使用できない」の解釈にすり替わって、再生砕石の流通実態を適切に把握し、再生砕石の在庫がない場合は、新材を使用すべきといったようなご意見をいただいております。本文のほうは、「再生材の供給が追いつかない地域では新材を大量に含んだものがリサイクル品として安い価格で取り扱われており」という部分に対応したもので

ございます。

これにつきましては、5件、同じような意見をいただいているところでございます。砕石関係につきましては、国としては、新材の使用を排除しておりませんが、地域的には需給バランスが異なるということは当然あろうかと思いますので、地域内での需給バランスの均衡に資するような情報収集・情報発信について検討していくということでございます。

それから、(4)の という部分でございますが、優良な解体業者を選定できるように、評価であるとか、それを公表する、あるいは広報するという仕組みを講じるべきというご意見をいただいております。解体業者に限定した話ではございませんが、質の高い建設リサイクルを推進している企業の情報収集あるいは客観的な評価といったようなことの仕組みについて検討すべきということでございますので、そういった解体業者についてのご意見の趣旨も踏まえながら進めてまいりたいというふうに思います。

続きまして、 のところでございますが、これは というか、民間主導の建設リサイク ルの取り組みを促すための税制優遇等の経済的なインセンティブを活用すべきといったようなご意見をいただいておりますが、これにつきましては、先ほど申し上げたような公正 かつ客観的な評価をして発信していくこと。あるいは公共工事の落札方式のいろんなやり方の中で、結果的に優遇されるような仕組みを進めていきたいというふうに考えているところでございます。それから、こういった入札契約方式をぜひ推進してほしいというご意見をいただいているところでございます。

それから、 の部分でございますけれども、地域で循環可能な副産物の地域内循環を基本とするため、需給バランスの情報収集・情報発信についての検討という部分でございますが、流通市場に合ったような地区の設定で、また、時期についてもこまめなデータの収集に努めてほしいというご意見をいただいておりますので、こういった具体的な検討の中で趣旨を踏まえていきたいということでございます。

それから、地域内の循環になじまない副産物もあるというご意見をいただいておりまして、すべての副産物を必ずしも絶対に対象とするんだという趣旨ではございませんので、 広域的な循環を排除するものではないというふうに考えております。

続きまして、(5)「技術開発等の推進」というところでございます。

まず、「建築物の長寿命化を図るため、コンクリートの品質を向上させるための技術開発をすべき」というご意見をいただいておりますので、今後、参考にさせていただきたいと思います。

それから、リサイクル推進とコスト縮減が両立する方策を検討すべきというご意見をいただいております。ご意見のとおりかと思います。ただ、一方で、行政につきましては、一般市民も含めたすべての関係者が、必要な費用については理解を深めて、適正に費用負担をするよう、情報提供や啓発を行うべきという記述も一方でさせていただいているところでございますので、その点につきましては、誤解を生じないように留意する必要があるというふうに考えております。コストにつきましては、先ほどライフサイクルコストという記述をさせていただいているところでございますけれども、いたずらにコスト削減についてあえて記述することは、逆に誤解を生じかねないので、ここでは特には修正をしておりません。

以下、 のところでございますけれども、これもリサイクル材しか使用できないという解釈にすり替わり、CO2排出の視点を欠いた取り組みがなされているというご指摘をいただいておりますが、ここのところで書いてございますように、こういったことについても、簡便に算定する手法を検討していく中で、参考にさせていただきたいというふうに思います。

それから、副産物の再生利用の全体像を構築すべきであり、カスケード利用のように、 多段階で利用していくということかと思いますが、建設副産物をなるべく有効に資源とし て活用していくといったような、全体のバランスを考慮した偏りのないビジョンの策定が まず必要というご意見をいただいております。

これにつきましては、もともと潜在的価値について検討すべきと書いてあったわけでございますけれども、もう少し踏み込んで、「カスケード利用(資源をその質のレベルに応じて多段的に利用し、最大限の利用を図ること)」ということでございますが、こういったことについて検討すべきというふうに修正しております。

その後、 のところでございますが、「品質、価格の安定した再生資材の確保や、更なる 再生資材の適用範囲拡大に向けて、研究、技術開発等を促進すべき」というご意見をいた だいております。技術開発につきましては、既に記述しているところでございまして、具 体的な検討の中で、趣旨を踏まえながら進めていきたいというふうに考えているところで ございます。

同じく のところでございまして、補助制度であるとか融資、こういったものが有効であるというご意見をいただいております。民間企業のいろんな技術開発を促すために、客観的な評価であるとかにより広く活用されるような仕組みについて、既存の制度も含めて

検討すべきという中で対応していこうかということでございます。

続きまして、第4章の「個別課題に対する主要な取り組み」についての意見でございます。

まず(1)の「発生抑制について」というところでございますけれども、工事、工法検討等設計の段階における発生抑制の検討が不十分だというご意見をいただいているところでございます。こういった趣旨も踏まえながら、設計段階で、長寿命化や解体時の分別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮した設計あるいは構造、資材の採用を促す方策を検討していきたいということでございます。また、発生抑制につきましても、設計段階で評価可能な指標についての検討をしていきたいということでございますので、こういった中で踏まえていきたいというふうに思います。

それから、13ページでございますが、 のところでございますけれども、「長寿命住宅 の助成強化を図るべき」ということでございます。これにつきましては、通称200年住 宅と言っておりますが、住宅の長寿命化を推進するための総合的な施策の中で、趣旨を踏まえながら普及を図るべきというふうに考えているところでございます。

続きまして、 のところでございまして、建築物や構造物の安易なスクラップ・アンド・ビルドの抑制をするための啓発について記述した部分でございますけれども、その部分につきまして、「既存ストックを有効利用した設備投資や社会の変化を見越した生産、販売活動を行うよう、企業を指導すべき」という文言を追加すべきというご意見をいただいております。趣旨についてはもっともな部分もございますけれども、「企業を指導すべき」というところでございますが、もともとの文言の啓発の内容の中に企業も含まれているというふうに考えておりますので、特に文言は修正しておりません。

続きまして、(2)の「現場分別について」というところでございます。

建設発生木材の分別解体指導を強化すべきというご意見がございます。それから、解体業の業界責任があいまいになるおそれがある。あるいは労働災害等の問題がある。不適正処理を防止するためといったようなことから、「解体工事業」を建設業法の業種とすべきというご意見をいただいております。

それから、解体工事における発注者及び元請業者の責任を強化すべきというご意見をいただいております。いずれも法点検のご審議の中で参考にさせていただくという整理をしております。

それから、13ページの21行目のところに、「非飛散性アスベスト含有建材」という表

現がございますが、これを「石綿含有産業廃棄物」とすべきというご意見をいただいておりますが、ここでは建設資材としての書き方で書いてございますので、原文のとおりとさせていただいております。

それから、13ページの下のほうでございますけれども、廃石膏ボードの現場分別の義務づけが必要というご意見をいただいておりますが、これにつきましても、法点検のご審議の中で参考にさせていただきますという整理をしております。

1 4ページに入りまして、現場分別につきまして、現場と再資源業者との事前協議がまず必要であるというご意見をいただいておりまして、今後のいろいろな取り組みの中で参考にさせていただきたいというふうに思っております。

それから、中間処理業者による分別のほうが効率的な場合もあるということは同感であるというご意見をいただいております。

続きまして、14ページの と書いている部分でございまして、「作業内容の透明性を確保し」等々と記述した部分でございますが、未届け工事を防止するための届出済みシールの交付と掲示、それから、パトロールの中で、不法投棄が多数見られるので、規模要件を撤廃すべきという意見。それから、石膏ボードにつきまして、分別後の処理の報告を義務づけるべきといったようなご意見をいただいておりますが、いずれも法点検のご審議の中で参考にさせていただくという整理をしております。

その下でございますが、公共工事の発注者は、廃石膏ボード及び石綿含有建材について、 処理の内容及び費用を記録、公表すべきというご意見をいただいているところでございま す。趣旨を踏まえながら、解体工事現場での作業内容の透明性を確保し、施工の適正化を 促進するための方策の検討を、趣旨を踏まえながら進めていくという整理をしております。

続きまして、 のところでございまして、現場分別マニュアルの策定、あるいは教育の 強化という部分でございますが、実際に策定する際に、付着物の有無などの詳細な区分が 必要、あるいはCCA処理木材については見分ける技術が確立していないといったご指摘。 それから、ビニールクロス等々につきましても、同じものであっても、呼称がまちまちな ので、名称の統一が必要というご意見。それから、そのマニュアルを早期に整備すべきと いったようなご意見をいただいているところでございまして、具体的なマニュアル策定の 中で、ご意見の趣旨も踏まえていきたいというふうに考えております。

続きまして、 のところ、小口巡回共同回収システムに触れた部分でございますけれど も、早期実現を図るべき、それから、その際に、回収拠点の法律上の位置づけを明確にす べきというご意見をいただいております。具体的な検討の中で、ご趣旨も踏まえながら検 討していきたいというふうに考えております。

それから、分別の徹底により、小口化・多品目化しても、運搬の工夫をすれば非効率にならないと。必ずしも非効率にならないというご意見をいただいております。これにつきましても、いろんな検討の中で、ご趣旨も踏まえながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

でございまして、現場分別基準の部分でございますが、狭小な現場では、混載のボックスを1個置かざるを得ないということで、業者によっては最終処分しかできないことがあるというようなご意見。現場の実態についてご意見をいただいております。

それから、最低限必要な現場分別が、リサイクル法の3品目、石膏ボード、石綿含有廃棄物、危険物というふうなご意見をいただいております。こういったご趣旨も踏まえながら分別基準を考えていきたいというふうに考えております。

(3)の「再資源化・縮減」のところでございますが、全体を通して、発生抑制に効果的に取り組むためには、段階施工でもリサイクルを考慮することを義務づけるべきというご意見をいただいております。おそらく段階施工というのが、よく土木工事、特に道路などで段階的に共用を図っていくというような趣旨ではないかなと。まず最初に2車線共用して、その後、拡幅をしていくといったようなことを趣旨としてはおっしゃっているのではないかなというふうに理解しております。公共工事につきましては、こういったことも踏まえながら、リサイクルガイドラインの周知に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、具体的な品目に入りまして、まずアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊についてでございますが、再生砕石の需給バランスが将来崩れる可能性がある。それから、アスファルトについての「技術的な課題がある舗装発生材が増えてくる」の根拠を示していただきたいというご意見をいただいておりますが、コンクリートにつきましては、高度成長期の建築物の解体の増加、それから、道路用再生砕石の需要減少が想定されているということ。また、アスファルトにつきましては、現状、排水性舗装が普及してきているといったようなことで、こういったものの打ちかえの増加が想定されているということで、これは既にいろんな委員会の資料として提示させていただいておりますが、こういったようなことからこうなるということで、ご説明を申し上げているところでございます。

続きまして、 のところでございますが、需給バランスが崩れた場合、コンクリート塊から骨材を取り出す技術の構築が必要というご意見。あるいは、再生砕石を骨材に用いる研究及び低品質なコンクリートの利用の検討をすべきといったご意見をいただいております。これらにつきまして、再生骨材を用いたコンクリートの普及に向けた品質管理の課題の検討であるとか、公共工事での活用といったようなことについて検討していく中で、趣旨を踏まえながら進めていきたいというふうに考えております。

それから、 のところでございますけれども、舗装工事の基層、表層のアスファルト合材につきましては、改質系のバインダーが主流になっていて、再生材では使用されるケースが少ないというようなこと、あるいは処理場が限定されているようなことであるとか、中間処理施設の持ち込みに苦慮しているといったような状況のご意見がございました。こういったことも踏まえながら、今後の研究を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、別の箇所についての指摘でございましたけれども、アスファルト・コンクリート 塊について、一度、路盤材に用いられてしまうと、1回で終了しますが、アスファルトと してリサイクルを行うほうが何度もリサイクルができるということで、循環型社会にふさ わしいということでございますので、アスファルトにつきましては、潜在的資源価値を最 大限に引き出すため、再生アスファルト混合物へのリサイクルを優先するといったような 文言を追加すべきというご意見をいただいております。これにつきましては、先ほどご紹介しましたカスケード利用の検討の中で、これも踏まえていきたいというふうに考えております。

それから、コンクリートにつきましては、再生砕石の利用にかかる六価クロムの有害物質の溶出について言及すべきというご意見をいただいております。これにつきましては、また後ほど出てまいりますけれども、再生資材の利用用途に応じた品質基準とその確認手法の検討の中でご意見の趣旨も踏まえながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。あと、コンクリート塊の現場内利用を促進すべきというご意見をいただいております。

続きまして、建設発生木材でございますけれども、木材チップの利用促進基準の暫定版というのは既にございますけれども、こういったものを見直すとともに、周知徹底してほしいというご意見をいただいております。この辺につきましては、木材チップの品質基準については既に記述してあるところでございますが、あわせて、周知徹底という部分につ

きましても連携の強化あるいは制度の周知、意見交換といったような部分で対応させてい ただいております。

それから、建設発生木材のリサイクルにおける再資源化完了時点の判断、あるいは薬剤処理したチップの適切な再資源化方法、熱回収の範囲等々につきましての品質基準の早急な策定ということでございます。こういったことも踏まえながら、基準を策定していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、ほかのところにも関連する部分でございますが、地球温暖化対策の観点から、マテリアルリサイクルを実践している木材製品の炭素固定能力について評価し、該当企業への優遇税制や、設備更新・新設への補助金制度を創設すべきというご意見をいただいています。実際には、これは13件、意見が来ておりまして、いろんな意見があります。サーマルリサイクル、最近いろんな形で進んでおりまして、サーマル利用につきましてのいろいろ補助金があるのに、マテリアル利用については、補助金がないといったようなご指摘も13件の中にはございました。ということでございまして、これも先ほどご紹介しましたような潜在的な資源価値に着目しながらカスケード利用について検討すべきという中で、こういった問題についても趣旨を踏まえながら検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、建設汚泥についてでございますが、建設汚泥のうちでも、建設汚泥を処理した処理土ですね。処理土につきまして、建設発生土とこの利用について、総合的に考えるような項目を追記すべきというご意見をいただいております。ご意見を踏まえて、「行政は、建設汚泥処理土の有効利用方策の検討・推進にあたっては、建設発生土の有効利用方策の検討・推進と総合的に取り組むべき」という項目を追加しております。

それから、建設汚泥処理方法の普及と処理土優先利用。要するに、これはおそらく建設発生土よりも建設汚泥処理土を優先的に利用するというようなご趣旨かと思います。普及の部分につきまして、これにつきましては、先ほどから申し上げているような制度の周知、意見交換を密に行うべきというような形で対応していきたいと思います。また、処理土優先の部分につきましては、建設発生土の有効利用方策と総合的に取り組むという中で、対応していきたいというふうに考えております。

それから、「建設汚泥の利用促進を図るためにも、建設汚泥を資源有効利用促進法の指定 副産物に指定してほしい」というご意見をいただいておりまして、今後ご意見を参考にさ せていただきたいというふうに考えております。 それから、汚泥の のところでございまして、汚泥の再生品につきまして、新材での品質基準を先に策定すべきというご意見をいただいております。現在、建設汚泥の再生品につきましては、そもそもその新材についての品質基準がないものがあって、新材の品質基準がない中で、再生品の品質基準をつくるのは大変困難というご趣旨かと思います。今後のいろんな検討の中でご意見を参考にさせていただきたいというふうに思います。

それから、再生品の品質基準について検討すべきとありますけれども、以前に、処理土の利用技術基準をつくっているわけでございますが、それにさらに検討を加えるのかというご意見ないしご質問がございました。これにつきましては、以前に示しております利用技術基準は、基本的には処理土、土として使うということを扱ってございますので、製品化された再生品についての検討をすべきだという趣旨で書いているものだということを書いております。

それから、「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインを自治体等の公共工事及び民間 工事へ普及すべき」というのを追加してほしいというふうに書いてございます。これにつ きましては、自治体につきましては、ガイドラインを自治体のほうにも送付しております が、制度の周知等々がまだ十分じゃないというご趣旨かと思いますので、こういった中で、 制度の周知や意見交換を密に行うべきという中で、こういったことについても対応してい きたいというふうに考えております。

なお、民間工事の普及については、引き続きの検討課題ということで、既に記述させて いただいているところでございます。

続きまして、建設発生土のところでございます。17ページの下のほう、 のところでございますけれども、「国は自然由来の重金属等を含む建設汚泥の取り扱いについての基準を検討すべき」の文言を追加すべきということで、これは17ページの のところに、土につきまして、自然由来の重金属を含む土ということについての記述がございますが、汚泥についても、自然由来の重金属を含む可能性があるというご趣旨かと思います。

これにつきましては、土のところの、土砂のところに「等」を入れて、「土砂等について」 という形で、汚泥についても対応を図るような形にさせていただいております。

すみません。汚泥のところにまた戻りますが、建設汚泥の再生利用についての強アルカリ性の改良土の中性化に対する統一的な基準。あるいは、雨が降ったりした場合に再泥化しないことが重要といったようなこと。それから、六価クロムや重金属についての汚染土壌か否かの基準があいまいといったようなご意見をいただいております。18年6月に、

利用技術基準を定めているところでございます。

また、品質基準と確認手法についての検討を、また今後進めていきたいという中で、対応していきたいというふうに考えております。

それから、建設汚泥リサイクル品を認定する上での統一的な商品名を決めてほしいといったご意見をいただいておりまして、今後、再生品の基準等を考える中で参考にさせていただきたいというふうに考えております。

それから、建設汚泥の名称についてなんですが、自治体で、建設汚泥とほかの汚泥、下水汚泥等だと思いますが、明確に区別していない場合があるといったようなこと、また、自ら利用であるとか再生利用制度の活用に積極的な自治体も少なくないということで、建設汚泥の名称を建設泥土に改称してほしいというご意見をいただいているところでございます。今後ご意見を参考にさせていただきたいというところでございます。

ただし、しゅんせつに伴って生ずる土砂等を通常泥土と呼んでいるわけでございますが、こういったものにつきまして、建設廃棄物でないわけですが、これと建設汚泥との区別があいまいになるおそれがあるということでありますので、こういったことも踏まえながら、十分に検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

続きまして、16ページのその他の建設廃棄物、混合廃棄物等の記述をした部分でございます。

その他の建設廃棄物のリサイクル強化が必要。あるいは廃プラスチックについて再資源化を促進すべき。あるいは、これまでリサイクルされていない品目の市場を形成する仕組みを検討すべきというご意見をいただいております。いずれも、石膏ボードにつきましては、現場分別を徹底していくための仕組みについての検討をしていきたいということで、既に記述しているところでございます。また、それ以外の品目につきましては、全体といたしまして、潜在的な資源価値を低コストで最大限利用するための技術開発であるとか、需要の拡大であるとか、それから、民間企業が需要拡大のための取り組みといったようなことを書いてございますが、そういった中で、趣旨を踏まえながら対応していくということかと思っております。

それから、技術開発につきましても、いろいろな形で客観的な評価をして、活用される 仕組みの検討をしていくという中で対応していくべきものなのかなというふうに考えてい るところでございます。

一番下のところでございますけれども、公共工事において、アスファルト・コンクリー

トあるいは木材、土以外の廃棄物、混合廃棄物についても、発注時においてリサイクル促進の指導をしてほしいというご意見をいただいております。こういったことも踏まえながら、総合評価落札方式等々で、設計の合理化や工法の改善を促進すべきというふうに考えているところでございます。

続きまして、引き続き、その他の建設廃棄物、建設混合廃棄物でございますが、 のところでございまして、新築系廃石膏ボードのリサイクル化促進をするとともに、解体系廃石膏ボードの分別収集システムを構築すべきというご意見をいただいております。それから、廃石膏ボードの再生利用を円滑に進めるための品質基準の策定等のご意見をいただいております。具体的に、仕組みの検討をしていく中で、趣旨を踏まえていきたいというふうに考えております。

それから、「石膏ボード製造等関連事業に環境税等の公的資金を投入すべき」というご意見をいただいておりますが、参考にさせていただきたいと思います。

解体系廃石膏ボードのリサイクル体制・技術を確立している施設もあるというご意見を いただいておりますので、ご意見を参考にさせていただきたいと思います。

それから、 のところでございますけれども、できるだけ優良な中間処理業者や処分業者を選定するためのいろんな再資源化率等も公表してほしいというご意見をいただいております。これにつきましては、専ら廃棄物処理施設のデータ等の公表ということでございますので、環境省のほうにお伝えさせていただきました。

それから、統計的な整理、分析の部分でございますけれども、国土交通省と環境省で別々にデータ収集をされているということで、環境省で、今年度よりマニフェストの行政報告を進めるということでございますが、こういったデータを活用すべきというご意見をいただいております。

関係者におかれましては、私どものほうで行っております建設副産物実態調査の実施に 大変ご理解、ご協力をいただいているところでございまして、ご意見の趣旨も踏まえまし て、なるべく重複した作業とならないようにデータの活用については環境省にもご協力い ただきながら可否を検討していきたいというふうに考えているところでございます。一方 で、環境省のデータにも一定の限界はあろうかと思いますので、引き続き必要な調査につ いてはご協力をお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、建設発生土のところでございますけれども、民間の発生土を積極的に利用する場合、金額の目安を明確にすべき。あるいは、民間企業における品質管理、受け入れ

条件に対する基準の設定あるいは啓発。それから、民間事業者も含めた情報システムの構築、こういったご意見をいただいております。いずれにつきましても、今後、公共工事由来の発生土を民間で活用する。あるいは公共工事で民間由来の土を活用していくといった、工事間利用のルールについて検討していく中で、趣旨も踏まえながら進めていきたいというふうに考えております。

建設発生土の のところでございますが、埋め戻し土として発生土の利用が排除されている基準類の点検・見直しを行うべきという中で、ガス導管工事等による埋め戻し基準については、例えば重量車の通る国道等と住宅地の生活道路の埋め戻し基準を同一とすることなく、再利用が進む基準として見直すべきというご意見をいただいております。実際の埋め戻し方法については、道路管理者ごとに定められているということでございますけれども、趣旨も踏まえながら、基準の点検・見直しを行っていきたいというふうに考えております。

それから、引き続き、建設発生土でございますが、 あるいは のところでございます けれども、市町村の発注する工事は規模が小さくて、工事間利用には不向きだということ で、購入土を利用している場合が多いということで、購入土の利用制限であるとか、ストックヤードであるとか、汚泥処理土の利用の基本方針といったようなことであるとか、システムづくりが必要というご意見をいただいております。こういったことも踏まえながら、基準類の点検・見直しであるとか、それから、公共工事においてのいろいろな土の活用に ついての検討の中で、趣旨も踏まえながら進めていきたいというふうに考えております。

それから、不適格業者の排除、安定した品質の確保といったようなことから、土質改良 プラントを認定制とすべきと。あるいは環境基準に適した土壌検査を行うべきというご意 見をいただいております。引き続き、民間の改良土の活用であるとか、土質改良プラント の利用といったようなことにつきましての検討の中で、趣旨も踏まえて検討を進めていき たいというふうに思います。

それから、公共工事に限らず、民間のガス工事その他公共性の高い発注者も含めて、おのおのの発生土を合わせて再資源化する取り組みとしていただきたいというご意見をいただいております。参考にさせていただきたいと思います。

それから、 の自然由来の重金属の取り扱いの部分でございますけれども、「指針」を早 急に出してほしいというご意見をいただいております。

それから、自然由来か否かの評価方法を検討してほしいという意見をいただいておりま

す。こういった意見につきましては、今後の検討の中で対応していきたいというふうに思 います。

それから、環境基準値と水道水の水質基準値が同一であることは納得できないというようなご意見もいただいておりまして、環境基準値を見直すべきというふうに書いてございますが、この辺につきましては、若干趣旨不明な部分もございますけれども、環境省にお伝えさせていただいているところでございます。

それから、建設発生土等の有効利用に関する行動計画に基づいた施策の推進を図るため、 国の施策、地方公共団体へ周知徹底をすべきというご意見をいただいておりますが、制度 の周知に努めてまいりたいというふうに考えておりまして、文言も修正したところでござ います。

それから、建設発生土について、公共工事で発生する発生土を民間工事で有効利用する 仕組みを検討すべきということでございますので、すみません、若干戻りますが、17ペ ージの のところに記述を加えさせていただいたところでございます。

続きまして、公共工事の発注者が直接的な工事間利用が困難な場合に、公的受入機関を活用して間接的に工事間利用の促進を図るべきという文言を追加すべきというご意見をいただいております。いろいろなルールづくりをこれから検討していく中で、ご意見も参考にさせていただきたいというふうに思います。

それから、残土処分というふうに言われている中にも、砕石場であるとか、土取り場の 現状復旧に用いている。あるいは田畑や宅地の嵩上げに使っている等々、実質的な有効利 用をしているものが大多数であって、これらも有効利用というふうに考えると、有効利用 率は現在、統計的に我々がお示ししているものよりも非常に高いものになるんじゃないか というご指摘をいただいておりまして、有効利用の定義を明確にすべきというご意見をい ただいております。今後、現場での実態も調査して、それも踏まえながら、有効利用の定 義についても検討していきたいというふうに考えております。

それから、工法等の検討により切土と盛土のバランスを図って、場外搬出量を抑制したことについての評価について、発生抑制の指標として検討すべきというご意見をいただいております。利用土砂の建設発生土利用率の定義について見直すべきというご意見をいただいております。こういったことも、先ほどとあわせて検討していきたいというふうに考えております。

それから、破砕岩・転石の位置づけを明確にして、リサイクル促進すべきということで

ございますが、これにつきましても、土砂の一種だというふうに理解しております。引き 続き、有効利用の促進等に努めてまいりたいというふうに思います。

それから、建設発生土及び土質改良土にコンクリート塊、アスファルト・コンクリート 塊等の不純物を認めるとともに、土壌環境基準の検査を義務づけるべきというご意見をいただいております。これにつきましては、廃棄物でございまして、廃棄物混じり土の取り扱いについては、現在、マニュアルの策定に向けているいろ検討しているところでございますが、廃棄物の混じった土の取り扱いについては、そういった中で検討していくということかと思っております。

続きまして、17ページの下のほうの適正処理についてという部分でございます。こちらにつきまして、特に電子マニフェストに関して、電子マニフェストの早期構築を図るべきというご意見をいただいておりますが、また一方、地方の中小建設業者はまだ電子マニフェストに対応できる状況になく、電子マニフェストの原則化は難しいのではないかというご意見もいただいております。

また、紙マニフェストすら交付していない業者が存在している中で、不法投棄防止対策 として、電子マニフェストの普及では効果が薄いというようなご意見もいただいていると ころでございます。

電子マニフェスト、公共工事における利用を段階的に原則化していくといったような記述をしているところでございますけれども、こういった、実際に段階的に原則化を進めていく中で、地方の中小建設業者の対応状況なども踏まえながら進めていくのかなというふうに考えているところでございます。

それから、適正処理の中で、「その他」という形でまとめておりまして、リサイクル法遵守の徹底、あるいは、法の届出で、中間処理を行う施設や処理方法の記載。それから、処理委託契約書やマニフェストの交付状況を、元請から行政への提出。それから、再資源化を名目に規制を逃れる行為を防止するため、管理票の作成を再資源化の最終段階まで記載させるよう記載方法の変更をすべきと。それから、次のページに参りまして、解体工事につきまして、建設リサイクル法、それから、廃棄物処理法が別々に適用され、国、自治体の部署も住宅建設部門と環境部門に分かれているということで、一貫した監視指導体制が構築されておらず、情報の共有もされていないというご指摘。それから、パトロール強化が必要という、こういったご意見をいただいております。いずれにつきましても、法点検の審議の中で参考にさせていただきたいという整理をさせていただいております。

その次でございますけれども、不法投棄、不適正処理の温床となっている自社処理を、 委託契約と同様にマニフェスト、処理業の許可であるとか、マニフェストの対応を図るべ きというご意見をいただいておりますが、専ら廃棄物処理法に関する意見ということで、 環境省にお伝えをしたところでございます。

建設発生土の処分の流れを把握するために、マニフェストで管理すべきというご意見をいただいておりますが、少なくとも国土交通省の直轄工事におきましては、発生土の不適正処理を防止するための指定処分を徹底しているところでございます。こういった趣旨も踏まえながら、国の取り組みについて、地方公共団体等への周知を努めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、公共工事においては、マニフェストではなくて、委託契約において工事施工業者・収集運搬業者・再資源化施設の三者契約で監視すればよいというご意見をいただいております。また、マニフェストの記載内容について、ばらつきがあるので、適正な記載方法を確立してほしいというご意見をいただいております。いずれも環境省にお伝えしたところでございます。

それから、その次でございますけれども、電子マニフェストを請負者に使用させるだけでは不十分で、せめて公共工事の発注者は、再資源化、適正処理の内容・費用を記録公表すべきというご意見をいただいております。これにつきまして、国土交通省の直轄工事におきましては、こういったご意見の趣旨にのっとって、具体的な実施事項をとりまとめたガイドラインに基づいて、それに基づいた運用をしているところでございまして、地方公共団体にも周知しております。公共工事においては、おおむねこういったことをするような形でさせていただいております。

続きまして、廃石膏ボードの安全な処分方法を確立すべきというご意見をいただいておりますが、これにつきましては、別途、別の項目で、仕組みについての検討を記述しているところでございます。

それから、最終処分場が逼迫しているため、公的関与の処分場を整備すべきとご意見をいただいておりますが、環境省のほうにお伝えさせていただいているところでございます。

それから、次のページに参りますが、これも同様でございます。不法投棄は最終処分場の不足、受け皿不足により発生するため、施設あるいは受入地の確保を検討すべきという文言を追加すべきというご意見をいただいております。

それから、廃棄物関係の施設設置許可に当たって、規模要件を撤廃して、処理能力に関

係なく、すべて許可制とすべきというご意見。それから、移動式破砕機について不適正処理に利用されることがしばしばあるということで、許可制にすべきといったようなこと。 あるいは実態の掌握をすべきといったようなご意見をいただいておりますが、環境省にお伝えしたところでございます。

それから、残存廃棄物の撤去を法律により義務づけるべきというご意見をいただいておりまして、おそらく建築物を解体するときに、設備関係であるとか、その他いろんな内装品であるとか、家具であるとか等々、残存している廃棄物のことではないかなというふうに思われます。これにつきましては、建設副産物適正処理推進要綱におきまして、発注者は、家具、家電製品等の残存物品を解体工事に先立ち適正に処理しなければならないと定めているところでございまして、引き続き関係者の周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

それから、維持管理業務で発生する木材、これは例えば道路や河川の維持管理業務かと 思われます。これは一般廃棄物として取り扱われているわけでございますが、産業廃棄物 としても処理可能にしてほしいというご意見をいただいておりまして、これにつきまして も環境省にお伝えしたところでございます。

続きまして、(5)「再使用・再生資材の利用について」のところでございます。まず、溶融スラグ等、他産業再生資材の舗装への適用性評価に関する研究という記述の部分でございますけれども、溶融スラグ、鉄鋼スラグ等、再生骨材の安全性を評価してほしい。それから、一時的な評価にとどまらず、長期使用における粉じんあるいは溶出、廃棄時のリサイクルも含めた慎重な検討を行うべき。

それから、こういったものが十分には活用されていない、利用されていないということで、判断基準の確立や見直しを行っていただきたいというご意見をいただいているところでございます。それから、溶融スラグ等、他産業再生資材の舗装への適用性評価、安全性の適否に関する研究を行うべきというご意見をいただいております。

こういった趣旨も踏まえながら、適用性の評価をしていきたいと思います。また、適用性評価には、環境安全性、品質に関するような要素も含まれているというふうに理解しているところでございます。

それから、 のところでございますが、新材と再生骨材の混合使用を基準化すべき。それから、再生材の品質管理等を推進すべき。それから、再生骨材の品質、規格等の技術基準を明確にし、使用対象を特定してほしいというようなご意見。

それから、安全性を優先すべき箇所では、リサイクル材の使用を控え、より安全性が確保できる新材を優先的に使用すべきといったようなご意見をいただいております。こういったことの趣旨を踏まえながら、利用用途に応じた品質基準、あるいは確認手法についての検討を進めていきたいというふうに思います。

それから、 のところでございますけれども、再資源化を促進するため、再生資材の使用義務化等の利用の促進及び販売拡大を推進すべき。それから、具体的な判断基準を策定すべきというご意見をいただいております。こういった趣旨も踏まえながら、具体的な検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、 のところでございますが、リユースに関する部分でございますが、再使用 可能な建設資材の使用後の資材製造者による回収を促進すべきというご意見をいただいて おります。

それから、コンクリートの型枠材なんですが、見栄えを重視するために新材を利用することが多くなっているので、むしろ型枠の転用を促進するために、あとから表面仕上げをするといったほうがいいんじゃないかというご意見をいただいております。

それから、再使用について、現場内に限らず、他の工事現場でも再使用できるような仕組みの構築に取り組んでいただきたいということをいただいております。こういったことを踏まえながら、再使用について、実績であるとか品質基準の検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、再生資材の利用促進を図るため、補助事業等で積極的に利用すべきというご 意見をいただいております。補助事業ということではございません。おそらく地方公共団 体の国から補助を受けて行う事業という趣旨かと思われます。リサイクル原則化ルール等 の周知に努めてまいりたいと思います。

その他全体的な意見ということで、個別の、固有の箇所ということではなくて、包括的なご意見を幾つかいただいております。

まず、抽象的な表現にとどまっているという手厳しい意見をいただいているところでございまして、ご意見も踏まえながら取り組みの中で、具体化を着実に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、専門的な用語が幾つかあるので、わかりやすくしていただきたいというご指摘をいただいておりまして、これにつきましては、資料4の一番最後のページのところに、 やや難しいかなと思われる用語につきまして、先ほどのカスケード利用も含めてですが、 用語の解説を参考という形でつけたところでございます。

それから、新たな推進計画では、期間を明記し、リサイクル目標率等を定めることにより、確実に効果が発現できることを期待するというご意見をいただいております。

それから、委員会では、排出事業者の利潤追求(コスト削減)が優先されているということで、最終処分場業者と中間処理業者の事業を継続させる視点で考えるべきというご意見をいただいております。また、同じ意見の中で、公共工事を発注する自治体がそういった視点のモデルを示さない限り、利潤追求の発想と同じ思考では建設リサイクル推進は解決できないという意見をいただいているところでございます。

この委員会でいろいろと議論していただいた中で、行政につきましては、必ずしもこの 排出事業者の利潤追求のみならず、一般市民を含めたすべての関係者が適正な費用を負担 するといったようなことを議論しておりますので、こういったご指摘ではなく、排出事業 者の利潤追求を優先した議論にはなっていないというふうに考えているところでございま す。

また、国土交通省の直轄工事におきましては、各執行段階の具体的な実施事項をとりまとめているガイドラインをつくっておりまして、地方公共団体にも周知しているところでございまして、地方公共団体におきましても、必ずしも利潤追求ということではなくて、適正な処理に努めていただいているというふうに認識しているところでございます。

あと、最後のページにございますけれども、リサイクル推進に係る方策に直接関係しない情報提供、例えば自分のところで開発している工法の紹介であるとか、自分のところの現場で行っている分別のやり方であるとか、こういったものをご紹介していただくようなご意見が幾つかございました。

以上でございます。大変長時間の説明になって恐縮でございます。説明は以上でござい ます。

【嘉門委員長】 1時間あまり説明いただきまして、聞くほうは疲れますが、説明されている方はよっぽどお疲れだろうと思います。200件ばかりのパブコメ意見をまとめていただいて、取捨選択して、本日の資料4という格好になっているわけでございますが、参考資料1で、見え消しで出ております。この取捨選択の考え方を含めてご説明いただきましたので、この中間とりまとめの中身の修正でお気づきの点、あるいはこの意見をぜひ取り上げるべきという点も含めて、どこかからでも結構ですから、ご意見をいただければと思います。

例によって、ご発言の際には名札を上げていただければ幸いでございます。よろしくお 願いいたします。

それでは、早速、大塚委員が上げておられますので、どうぞ。

【大塚委員】 大変な作業をされて、私のほうも敬意を表したいと思います。 3 点申し上げたい点、お伺いしたい点がございます。

【嘉門委員長】 その前に、見え消しの資料ということで、参考資料1でご指摘をいただければと。

【大塚委員】 はい。参考資料1のほうで。この文書に関係するところだけしか申し上げませんので。

6ページの下から3行目、4行目のところでございますが、私の意見としては、これは前に戻したほうがいいんじゃないかという、修正しなくてよかったんじゃないかという意見です。これはあまり実質的な問題ではないんですけれども、この文書は、すぐ上のほうで、再生資材の利用の促進のことを書いておられて、一方ということで、生活環境の保全を図る必要もあるということを書かれているので、ここでまた「図りつつ、再生資材の利用を促進すべきである」という文章をつけ加えると、ちょっと意味が不明瞭になるのではないかという、極めて表現の問題にすぎないようなことでございますが、もとに戻していいんじゃないかというのが私の意見でございます。

それから、第2点でございますけれども、16ページの2行目、3行目、4行目のところですが、これもちょっと、さっき出てきた抽象的な表現ということになってしまっているのかもしれませんが、この「総合的に取り組む」というのがよくわからないものですから、もう少し具体的に書いていただけるとありがたいし、もう少し具体的にどういうことかをご説明いただけるとありがたいということでございます。

それから、第3点でございますけれども、17ページの下から5行目の の「自然由来の重金属等を含む土砂等の取り扱い」でございますが、これは土壌汚染対策法自体の適用範囲ではございませんけれども、土壌汚染対策法とも密接に関連する問題でございます。したがって、「土壌汚染対策法との関連を踏まえつつ」みたいな文を、表現を入れていただけるとありがたいということであります。この最後の点に関しては、非常に議論のある点だと思いますけれども、温泉法との関係で言うと、掘削をした結果、自然由来の土砂であっても、環境への影響を広げてしまうという場合には、人的な汚染と同じような扱いをせざるを得ないということになりますので、内容的にもそういうことも踏まえて評価手法を

お考えいただきたいと思いますけれども、それはともかくとして、「土壌汚染対策法との関連を踏まえつつ」という文章を入れていただけるとありがたいということでございます。 以上でございます。

【嘉門委員長】 今の点、いかがでしょうか。

【建設副産物企画官】 3点ご指摘いただきました。まず最初、6ページの下から3・4行目のところでございますが、正直、事務局も若干迷った部分でございます。もともと再生資材の利用の促進というのはある種、言うまでもないといいますか、全体の趣旨からすると、当然であるという前提に立つと、改めて書く必要があるかどうかというのは若干迷った部分でございますので、委員の皆様方のご意見を拝聴したいというふうに思います。それから、16ページの上のところですね。今回つけ加えた部分でございますね。これは汚泥を処理した土と建設発生土というのは、実際には使われる用途というのが実質、一緒でございますので、土は土で、工事間で利用するようなシステムがあり、また、今後もそれを拡充していこうということを考えているわけでございますけれども、その中に、汚泥を処理した土も組み込んでいかないと、汚泥を処理した土はまた別のシステムでやりますということだと利用の促進につながらないという趣旨で、利用方策を検討する場合においても、それから、実際に検討した方策を推進していくに当たっても、処理土と発生土の検査制度は総合的というか、一体的に進めていくほうがいいということでございます。若干わかりにくい表現になっているかもしれませんが。

【大塚委員】 わかりました。そういうことじゃないかなと思って伺っていたんですけれども、ちょっとお伺いしておきたいんですが、汚泥の処理土はどのぐらいきれいになっているかということがちょっと気にはなるんですけれども、これもリサイクルを進めなきゃいけないという観点と、それから、環境保全の観点と両方、まさにバランスをとりながら考えなくちゃいけないことで、処理土がかなり、ある程度まだ汚れが残っているとすると、汚染物質が多少残っているとすると、ある意味混ぜてしまうという話になってしまうところも全くないわけではないものですから、ちょっとその辺が気になるんですけれども、そういう懸念に対してはどういうふうにお考えになっているか、お伺いしたいんですけれども、申しわけありません。

【建設副産物企画官】 汚泥の処理土につきましては、実は18年に基準等を、ガイドラインであるとか、利用基準を定めたところでございますが、基本的にガイドラインそのものが土壌基準を満たしている汚泥を対象にしておりまして、したがいまして、先生、ご

指摘いただいたような、環境上の懸念はそもそも、ないものを基準の対象としているということでございまして、そういった懸念があると。土壌基準を満たしていないようなものにつきましては、現状では、廃棄物として処理するか、あるいは何らかの無害化処理をして、その上での有効利用ということにならざるを得ないのかなというふうに思いました。

【嘉門委員長】 建設汚泥の処理土については、ガイドラインが2つありまして、今ありましたように、汚染物は初めから除いています。ですから、汚れは初めからないと。

【大塚委員】 はい。わかりました。もう最後の17ページのほうは。

【建設副産物企画官】 こちらにつきましては、確かに土壌汚染対策法の取り扱いと十分関連はしてくると思います。ちょっと細かい記述ぶりについては、また後日調整させていただければと思いますけれども、基本的にそういった趣旨を盛り込むことについては、特に問題はないところでございます。

【大塚委員】 どうもありがとうございました。

【嘉門委員長】 土対法の見直しにはなかなか直接、すぐには難しいんじゃないかと申 しておりました。

【大塚委員】 ええ。だから、調整していただければ結構です。

【嘉門委員長】 それで、最初のご指摘のほうは、削除してもとに戻してもいいんじゃないかというふうに思いますが、よろしゅうございますか。

【大塚委員】 はい。

【嘉門委員長】 それと、総合的に取り扱うという表現がちょっと見えにくいということなんですが、建設汚泥のほうはあくまでも産業廃棄物なので、産業廃棄物のリサイクルを進めるという趣旨はそれとして非常に重要だと。それから、建設発生土の、これも有効利用はどんどん進めたいと。ただし、用途が非常に競合するという、そこでなかなか建設汚泥の、処理土の有効利用が進まないというところがございますので、その建設汚泥の利用についての促進施策については、またリサイクル推進計画のところで提言いただこうということで、ここはこういう表現ということで、よろしゅうございますか。

【大塚委員】 はい。

【嘉門委員長】 それでは、ほかに。高戸委員、お願いします。

【高戸委員】 全建委員の高戸です。3点ほどお尋ねしたいと思います。

この今回まとめられた中間とりまとめ、意見募集についての結果ですが、黄色につきま しては、これはかなり数が多いんですけれども、具体的に午後からの委員会で検討すると 思われますので、その際に打ち合わせしたいと思いますが、あと、青は、環境省へ伝えたということですが、具体的にはどういった形で反映されていくのか、別途何かこのような委員会等を設けて討議されるのか、その辺の方針をお答え願いたいということが1点です。

それから、今回の中間とりまとめ意見募集についての結果と、建設リサイクル推進に係る方策というとりまとめは、非常に改良されたと思っておりますが、こういう方策という性質からか、中間とりまとめについての意見が、具体的な回答としては全然反映されていないと思われます。例えば具体的なマニュアルとか判断基準等を設置してもらいたいというご意見がたくさんありますが、それに対して、一般的な文章で回答しているということです。

例えば優良解体業者評価制度だとか、現場分別マニュアルを作成するということですが、 具体的にいつまで、どのようにということが提示されておりません。それから、排水性舗 装のリサイクル技術の開発が必要となっていますが、いつまでにどういうふうにするのか というようなことですね。廃石膏ボードのリサイクル推進の仕組みとか、いろいろ具体化 すべき取組みの数は、非常に多いんですが、こういったものをぜひ先ほど谷口技監のお話 のように、今後の建設リサイクル推進計画に反映していただきたいということです。

私は以前、具体的なタイムスケジュールを提案いたしました。ここでせっかく提案されていることが、いつまでにだれがどのようにしていくのかという具体策を、つまりタイムテーブル的なものをつくっていただきたいと要望しました。そういったものをぜひ、「建設リサイクル推進計画2008」となるんでしょうか。そういったものに反映していただきたいという要望でございます。

それから、3点目ですけれども、ここの意見の募集のところの12ページの下のほうですか。一番下ですね。

【嘉門委員長】 資料3ですね。

【高戸委員】 はい。意見募集についての結果ですね。その他のところで、「廃棄物処理法に基づく事務を執行する自治体においてさえも、建設汚泥と他の汚泥と明確に区別していない」ということで、実は土工協からは、建設汚泥の呼び方を建設泥土に改称してほしいという要望が来ております。いろいろ理由はございますけれども、汚泥という名称の印象が非常に汚いということで、リサイクルを妨げているという一因ではないのかということですね。ほかのコンガラ、木屑等に比べまして、再資源化率は非常に悪いということです。

それから、有害物質が混入しているというような誤解があるようです。下水汚泥とか工業系汚泥と違って、無機性で、無害でございますので、そういったものの誤解を解く意味がある訳です。それから、いわゆる建設汚泥というものと、一般のそういった性状の異なる汚泥というものを明確に区別するという意味もございます。そういった呼称の変更ということで、自治体の積極的な再生利用、自ら利用が推進されるのではないかと思います。

東京都では既に建設泥土という言葉を採用していただいておりますので、ぜひ検討を願いたいと思っております。

以上でございます。

【嘉門委員長】 今の件、お答えいただけますでしょうか。

【建設副産物企画官】 はい。まず1点目の環境省にお伝えしたものでございますけれども、リサイクル法の点検をしていく中で、たくさんの意見がございますので、すべてかどうかは定かでない部分がございますけれども、リサイクル法と密接に関係するようなものについては、午後の法点検の作業の中でもご議論の対象にさせていただければいいのではないかというふうに私どものほうでは考えているところでございます。

最終的に環境省のほうでどのようにご判断されるかということにつきまして、ちょっと 私、申し上げる立場にございませんけれども、議論はさせていただいてもよろしいのでは ないかというふうに考えているところでございます。

それから、あとの2点ございましたけれども、ご要望ございましたように、「推進計画2008」をつくっていく中で、より具体的な中身になるように努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

最後の建設汚泥なのか、建設泥土なのかというところでございますけれども、こういったご要望があると、土工協からも既にいただいているところでございまして、東京都の取り組みも承知しておりますが、いろいろな観点から、ご要望も踏まえて検討していきたいと思います。

【技術参事官】 すみません。ちょっと補足しますと、環境省のものは多分、今、我々の側から話しただけで、どうなるかというのはわかりませんけれども、これについては環境省のほうからどういうお答えをいただけるか、これを何らかの形でご説明をしたいと思っております。

それから、どう反映するか、これは実は具体策がないじゃないかという、それから、タ イムテーブルがないというお話は聞いておりまして、実は点検をしてこれからいろんな問 題が出たものですから、これを具体的にやっていくと、じゃあ、全部できるかという、皆さんのご心配もありますよね。我々としては、できる限りやるんですが、多岐な期間にかわります。例えば住宅の耐久性ですと、200年住宅も今、住宅局のほうでやっておりますけれども、そういう形で、いろんな部局にお願いした中で、実際やってもらう形については、とりまとめていきたいと。それは2008年なる推進計画の中に求められますし、例えば研究とか、そういうものもやっていただけるところにお話をして、やれるもの、やれないものをやっていきたいと。ですから、2008をまとめる中で、もうちょっと具体的な形でお示ししたいと思いますし、この委員会、実は今日でとりまとめなんですが、もう少しその形がまとまった段階で、ご説明する場を持ちたいなと思っていますので、最後にそのことは触れさせていただければと思っております。

【嘉門委員長】 国土交通省側の計画では、具体の数値目標について今後出していきたいということでございますので、今、参事官のほうからこの場でも説明をいただける機会をということがございますので、そこで対応いただければと思います。

3番目の話につきましては、実は土工協がこの建設汚泥を建設泥土というふうに名称を変えたいと発表した際、私はたまたま基調報告を頼まれていまして、そんなのはだめよというふうに反対意見を申し上げた経緯がございます。廃棄物である建設汚泥と、建設発生土という廃棄物でないものとの明確な区分はやはりきちっとしておくべきで、東京都のように、極めて行政の意識の高いところでコントロールできるところは、建設泥土というふうにして扱っても問題はないんでしょうけれども、一般論としてやってしまうと、非常に問題が多く、また、そこまで踏み切るには難しい課題が残っています。きょうの資料3の12ページの一番下に書いていただいていますように、建設系の廃棄物でないこのしゅんせつ土も、場合によっては廃棄物と誤解されてしまうおそれがあります。しゅんせつ土は行政が管理するから、建設発生土に分類して、廃棄物ではないとしているわけですから、そこの混乱を起こさないようにお願いしたいと、土工協に申し上げております。これは私の意見ですが。

それでは、村上委員、お願いします。

【村上委員】 住宅生産団体連合会の村上でございます。参考資料1の5ページの中ほど、赤になっている「助長」の部分でございますが、「自らが不法行為をしていなくても」という表現があるんですが、これと続いていますので、ちょっとおかしくなっているのかなと思うんですが、排出事業者元請け、もしくは排出事業者と言いかえてもいいんですが、

排出事業者が自ら不法行為をするというのはどういう意味かと、自ら直接不法投棄をしたという意味なのか。適正な処理施設に出さなかった、もしくは最終処分まで確認しなかったというふうなことも含めますと、そういうのを含めて不法行為しなかったと言い切っていいのかなというふうに思います。不法行為に関与している結果、結果的に不法投棄を助長しているというよりも関与しているということにはなるんでしょう。自らが直接不法行為をしなくても結果的に関与していることになる場合が多々あるだろうというふうに思います。

その辺を今、申し上げたように、お直しいただければなということがございます。当然、 最終処分、再資源化までの確認をしないというのは、注意義務違反という、法律上は注意 義務違反でありますので、不法行為をしていないと言い切るのはいかがなものかなという ふうに思いますので、ご検討をいただきたいと思います。

以上です。

【嘉門委員長】 それでは、その次、平田委員が挙げていたと思いますが。

【平田委員】 はい。日本建材・住宅設備産業協会の平田でございます。私の意見は、資料1、8ページの各分野の専門家のところで、先ほどパブリックコメントへの対応ということで、「構造、物性、施工、解体、廃棄物処理」と、「廃棄物処理」という項目を入れていただいているわけなんですが、これは私も気づいておりませんでした。これは入れていただいて正解だと思います。ただし、今、廃棄物については、処理と再生を2つ分けて考えようという流れもございますので、もし可能であれば、「廃棄物処理及び再生」ですとか、「廃棄物処理・再生」という、「再生」の言葉を入れていただければというふうに思います。それが意見です。

もう一つ、大塚委員からもご指摘のありました、また、委員長からもお話のありました 6ページの「図りつつ、再生資材の利用を促進すべきである」という部分については、私 も原文に戻したほうがいいということに賛成でございます。

それと、汚泥についての解釈については、建材メーカーの人間でございますから、門外 漢ではございますが、嘉門委員長の意見に私も賛同いたします。

以上です。

【嘉門委員長】 杉山委員、お願いいたします。

【杉山委員】 1点確認させていただきたいと思います。参考資料1の17ページです。 17ページの の赤でつけ加わったところなんですが、こちらを読みますと、公共工事由 来の民間工事での活用と、今度、逆に、民間工事由来の公共工事での活用ということに、 クロスになっていると思うんですが、赤が入る前を読ませていただきますと、民間工事由 来の建設発生土の活用に当たっての課題ということになりますと、この民間工事由来で、 それを民間工事で活用する場合には、課題はないんだろうかということをちょっと気にな りまして、その点を確認させていただきたいと思います。

以上です。

【嘉門委員長】 これはどうでしょうか。お答え願います。

【建設副産物企画官】 課題はおそらくあろうかと思いますので、そういう意味では、 句読点の打ち方が若干適切ではなかったのではないかなという感じがいたします。表現を よく精査させていただければと思います。

【嘉門委員長】 民民同士も確かにおっしゃるように、課題がないことはないですね。 それでは、佐藤委員、お願いします。

【佐藤委員】 16ページの の建設汚泥のところですが、これは読んで、意味がよくわかりにくいと思います。先ほど嘉門委員長が市場が同一なのが問題だとおっしゃいましたね。嘉門委員長と同じ意見だと思うのですが、私も同じものが同じ場所で使われているのに、法規制が違っていることが問題だと思います。つまり、建設汚泥の処理土と建設発生土の客観的性状が同じ場合であっても、同じ現場で使う場合であっても、廃棄物処理法の適用範囲が不明確なために規制が違っているという問題なのではないかなと。したがって、客観的に同じものは市場は共通し、規制も同じはずなのに、建設汚泥のリサイクル品には廃棄物処理法で規制され、建設発生土は廃棄物処理法の規制対象外であるという矛盾があるわけです。そのために建設汚泥の有効利用を図ることが難しいということがあるのではないかと思います。ですから、私はここののところに、客観的性状というものに着目して、統一的な運用というものに取り組んでいただきたいと。規制を非常に異なった取り扱いというんですか、例えば収集運搬だけは廃棄物処理法を適用するとか、そういうような取り扱いは建設汚泥リサイクル品の有効利用を妨げているのではないかというふうに思います。総合的とか、そういうことを考えてはいかがかなというふうに思います。

それから、「悪貨が良貨を駆逐する」という言葉が2カ所使われておりまして、7ページと11ページに、いずれもリサイクル市場では悪貨が良貨を駆逐するおそれがあるということが指摘されているというふうに書かれているんですね。それで、「リサイクル市場」と

いう言葉がちょっとよくわからないんですけれども、循環型社会の中では、それほど「悪質が良貨を駆逐する」という状況にはならないと思うんですね。廃棄物処理という段階だと、やはりそういう懸念がある。リサイクル市場というのは、その中間にあるというんですか。発展途上にある。循環型に向かっているということですので、リサイクル市場を、

「悪貨が良貨を駆逐する」市場であるというふうに断定するように誤解されるのはちょっと言葉が強いのではないかなというふうに思いますので、この段階で変えられるかどうかはあれですけど、少し考え方を、もっと優しくしていただけないかなというふうに思います。

以上です。

【嘉門委員長】 今のはどうでしょう。

【建設副産物企画官】 今の「悪貨が良貨を駆逐する」の部分ですけれども、今、どんな表現がいいか、すぐには思いつきませんけれども、少し検討してご相談させていただければと思います。

それから、その前に平田委員からございました専門家のところで、処理及び再生というようなご提案をいただいておりまして、それは非常に長くなるので、若干あれですけれども、特に問題はないのかなというふうに認識しております。

それから、順番が前後して申しわけございません。汚泥についての、土と総合的にやっていくという部分の、佐藤委員からいただいたご提案でございまして、これにつきましても、具体的な記述ぶりを少し検討して、また調整させていただければと思います。趣旨は我々もそういう趣旨で思っておりますので、表現ぶりについては相談させていただければと思います。

【嘉門委員長】 建設物汚泥の廃棄物からの卒業をどこの時点でやるか。これが一番、なかなか了解が得にくいところでして、環境サイドからは常に厳しく言われ過ぎるところがあるということで、佐藤委員がおっしゃるように、特性では全く変わらないというところがありますね。

では、出野委員、お願いします。

【出野委員】 すみません。1点だけ質問させていただきます。資料3の意見募集の結果についての件なんですけれども、色分けしてありまして、グリーンが中間とりまとめの修正、黄色が、青がと書いてありますけれども、ということは、色がついていないものは、言葉は悪いんですけれども、切って捨てたと、こういうことですかね。そういう前提で、

いつも業界の発言ばかりで非常に恐縮なんですけれども、あえて 1 点だけ質問させていた だきたいと思います。

5ページのところですけれども、5ページの上のほうの(3)の「理解と参画の推進」で、P10、8~10行目とありますけれども、この真ん中に、解体工事に関する資格制度の話がちょっと出ております。これは切って捨てられているわけですけれども、これについてもうちょっと説明をしていただきたいなという気持ちで質問させていただきたいと思います。

実はこの資格制度は、平成3年に、一番最初にリサイクル法というのができましたけれども、それを受けて、当時の建設省が主導でつくった資格制度なんですね。全解も、おまえたちも手伝えと、こういう形でスタートしております。平成5年からスタートして、もう15年たっているわけですけれども、これが、前回も質問させていただきましたけれども、建築解体廃棄物リサイクルプログラム、平成11年に建設省でお取り決めいただいて、その中にも、この資格制度をきちんと整備していきましょうとうたってございました。これは平成11年です。その後、平成12年に、右のほうの「国土交通省の考え方」というのがありますけれども、上から3行目、平成12年12月、規制改革委員会において云々というのがあります。これを受けて、建設省はこの資格制度を平成12年に切って捨てられたわけですね。今、止むを得ず全解工連独自で15年間やっておりますけれども、合格者が既に1万1,000名を超えております。こういう事態になって、我々は非常に責任問題を感じており、一部では詐欺ではないかとか、そういうことも言われておりまして、非常に四苦八苦しながら運営をしております。

ということもありまして、こういう形で切って捨てられますと、非常につらい立場にございまして、今後この件についてはもう検討しないと、解決済みであると、どこかの国のようなことを言われますと非常に困るわけです。このあたりについて、ちょっと何かご意見等ございましたら、お答えいただければと思いますけれども、よろしくお願いします。ちょっと偏った質問で申しわけないですけれども。

【建設副産物企画官】 まず国家資格とすべきという部分につきましては、現状、こういった規制改革の流れがございまして、なかなか容易ではないという状況でございまして、こういったお答えになるのかなと思っています。一方で、普及を図るという部分がございまして、明確に考え方を示してございませんけれども、実はこのご意見の中にも、幾つか地方公共団体で発注の際に用いている場合があるといったようなことも、ご意見の中に実

は書いてございましたが、そういったようなものも含めて、普及の部分につきましては、 我々としてどんなことができるのかというようなことは、こういったご意見も参考にしな がら、検討はしていかなければいけないのかなというふうに考えております。

すぐに、どうするこうするということが申し上げられなくて、大変恐縮でございますが、 そんなように考えております。

【嘉門委員長】 今のご回答では、出野委員のご了解はなかなか得られそうにないんですけれども、状況はそういうことで、ご了解いただければと思います。

残り時間がもう、あとわずかとなってまいりました。全体を通じて何かご意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

きょうのご意見等を拝聴させていただきまして、この我々の委員会のミッションとして、 建設リサイクル推進にかかわる方策をとりまとめて、国土交通省へ諮問するということに なるわけでございますけれども、きょう議論いたしました参考資料 1 、それのとりまとめ が資料 4 でございますが、この資料 4 の修正につきまして、いかがでしょう。私のほうに お任せいただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【嘉門委員長】 ありがとうございます。それでは、私のほうで、事務局等と相談させていただいて、きょうのいただいた意見を取り入れる方向でまとめさせていただきたいと思います。委員の皆様方に、きょう欠席の委員もおられますので、最終案はお届けして、ご確認はいただくというふうにさせていただきたいと思います。

それでは、本日で、建設リサイクル推進に係る方策のとりまとめに関する調査審議を終了させていただき、ご一任いただいたものを本小委員会の最終とりまとめとさせていただきます。

なお、小委員会の審議の結果については、社会資本整備審議会環境部会長及び交通政策 審議会、交通体系分科会環境部会長に報告させていただきます。

それでは、以上で本日の議事の進行はすべて終了させていただきます。司会を進行にお 渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】 どうもありがとうございました。1年余りにわたりましてご議論いただきまして、ありがとうございました。今回の報告をいただいたということで、この社整審と交政審の合同の小委員会につきましては、一定の区切りでございますけれども、きょうの報告書の冒頭の「はじめに」のところで書いてございますように、今後我々がこれを具体

的に進めていく、それから、あるいはフォローアップをしていくという中で、またご相談をいるいるな形で申し上げなきゃいけないと思っております。また、推進計画についてもご報告申し上げたいというふうに思っておりますので、また今後とも、きょうの午後の法点検のほうも当然ございますけれども、こちらのリサイクル推進計画のほうにつきましても、引き続きよろしくお願いしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、本日の小委員会を終了させていただきます。どうもありがとう ございました。

了